

令和5年4月号 (広告)

2023年4月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島 2370 番地 14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第191号
発行担当者
山本武史

事務所通信
Progress
～進歩～
一期一会

この号を作成している時は肌寒い日もございましたが、この号が発行される頃には温かく春めいた日が訪れているのではないかと思います。先月の3月13日より、新型コロナウイルス感染症対策の考え方が変わり、今年度はここ数年とは違った年度になるのでは無いかと楽しみにしております。弊法人において3月は確定申告で業務量が多くなる月ではございましたが、お陰様で皆様にご協力頂き無事確定申告を終了する事が出来ました、ありがとうございます。

前回担当させて頂いた第183号では法人に課される法人税等についてお伝えしたかと思いますが、今月号では個人に課される所得税及び住民税とその変動による税額の動きについてお伝えしたいと思います。

法人税では、法人の事業活動により得た所得を一括して法人税の計算を行いますので、本業により得た利益も、受取利息や雑収入などの営業外収入による利益も、固定資産売却益などの特別利益も、全て合算して法人所得として法人税の課税対象となりますが、所得税では所得の性格により次の10区分に分類しており、その内容を簡単にお伝えすると

所得区分	
1. 利子所得	預貯金や公社債の利子など
2. 配当所得	株式の配当や投資信託などの収益の分配など
3. 不動産所得	土地や建物などの不動産、船舶や航空機の貸付による所得
4. 事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得
5. 給与所得	勤務先から受ける給料、賞与などの所得
6. 退職所得	退職により勤務先から受ける退職手当や退職に基因して支払われる一時金などの所得
7. 山林所得	山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡する事によって生ずる所得
8. 譲渡所得	土地、建物、ゴルフ会員権などの資産を譲渡する事によって生ずる所得
9. 一時所得	上記1～8以外の所得で、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外のものであって、労務その他の役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得 例・懸賞や福引の賞金品、競馬や競輪の払戻金・生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金 ・法人から贈与された金品
10. 雑所得	上記1～9までの所得のいずれにも該当しない所得 例・公的年金等・非営業用貸金の利子・副業に係る所得

所得の性格により、所得を上記区分に分けて税金の計算を行います。法人では一括して法人税等を課税していたものを、個人ではあえて区分して課税する理由の一つとしましては、同じ所得税として課税されますが、所得の区分に応じて税率の違いや課税方法の違いがある為です。

所得控除 所得控除は15種類あります。年末調整では受けられない控除もあり、特定の控除を受ける為には確定申告をする必要があります。簡単に種類と内容をお伝えしますと

1. 社会保険料控除 会社の給与から天引きされる社会保険料や自身で国民年金などを支払った場合
2. 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済やiDeCoなどを支払った場合
3. 生命保険料控除 生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合
4. 地震保険料控除 地震保険料や旧長期損害保険契約の保険料を支払った場合
5. 寡婦控除 納税者が配偶者と死別、もしくは離婚した後に婚姻して無い、または生死が明らかでない場合
6. ひとり親控除 納税者がひとり親である場合
7. 勤労学生控除 納税者自身が勤労学生である場合
8. 障害者控除 納税者自身もしくは同一生計配偶者または扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合
9. 配偶者控除 合計所得金額が48万円以下の配偶者がいる場合 1
10. 配偶者特別控除 合計所得金額が48万円超133万円以下の配偶者がいる場合 2
11. 扶養控除 合計所得金額が48万円以下の扶養親族がいる場合 3
12. 基礎控除 納税者本人に設けられています 4
13. 雑損控除 災害や盗難などにより損害を受けた場合
14. 医療費控除 自己又は自己と生計を一にする配偶者や親族の医療費を一定額以上支払った場合
15. 寄付金控除 ふるさと納税など一定の寄付をした場合

1 納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると減額され、1,000万円を超えると0円となります

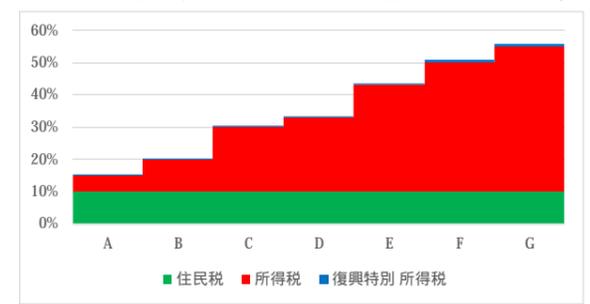
- 2 配偶者控除と同様に納税者本人の所得に応じて減額され、また配偶者の合計所得金額により控除額が変わります
 - 3 その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の人を対象となります
 - 4 本人の合計所得金額が2,400万円を超えると減額され、2,500万円を超えると控除額が0円になります。
- 13～15の控除については確定申告をする必要があります。

損失の繰越 法人の場合と同様に、個人も損失を繰越す制度がありますが、特定の手続きが必要となります。

項目		損失の内容	繰越控除を受けるための手続
損失の区分			
純損失	普通所得の損失	被災事業用資産の損失以外の損失	純損失の生じた年に青色申告書を提出し、その後も連続して確定申告書を提出していること。
		被災事業用資産の損失	純損失又は雑損失の生じた年にその損失の金額に関する事項を記載した確定申告書を提出し、その後も連続して確定申告書を提出していること。
	変動所得の損失	漁獲若しくはのりの採取若しくははまち等の養殖による所得、原稿若しくは作曲の報酬又は著作権の使用料による所得の計算上の損失の金額	
雑損失		その年の所得から雑損控除できなかった雑損失の金額	

損失は翌年以降3年間繰越せませす。
総合課税の場合の所得税、復興特別所得税及び住民税 所得に応じて税率が異なり、図に表すと右の通りになります。

課税される所得金額	階級の区分	所得税		復興特別	住民税
		税率	控除額	所得税	税率
1,000円 から 1,949,000円まで	A	5%	0円	所得税の 2.10%	一律 10%
1,950,000円 から 3,299,000円まで	B	10%	97,500円		
3,300,000円 から 6,949,000円まで	C	20%	427,500円		
6,950,000円 から 8,999,000円まで	D	23%	636,000円		
9,000,000円 から 17,999,000円まで	E	33%	1,536,000円		
18,000,000円 から 39,999,000円まで	F	40%	2,796,000円		
40,000,000円 以上	G	45%	4,796,000円		



所得税は所得が高くなるに従って、税率が高くなる累進課税制度が採用されており、所得が増えるに従って、税額も増える仕組みになっています。よって、出来るだけ所得金額の増減を無くす事により、高い税率で課税される事を避ける事が出来れば、納付税額を抑える事が出来ます。

例えば、一時所得が発生する保険等で、複数の生命保険を解約する場合、一度に解約せず、年を分けて解約すると所得が分散され税額が抑えられます。また、貸家などを複数持っている場合、火災保険について全戸が一度に満期になる契約をするのではなく、契約期間が選択できる場合、年を分けて満期になる契約を行う等、満期時期をずらす事により、税額を抑える事が出来ます。

さらに、所得税(住民税も同様に)は所得控除という考え方や、給与所得控除や青色申告特別控除等、所得区分により各種控除が設けられているものもあります。この控除は基本的に繰越す事が出来ませんので、その年に控除額を有効に使い切れないと、控除額が活かせません。青色申告を行っている個人事業主で事業所得以外の所得が無い状態で、事業所得など損失が出た場合に損失の繰越は出来ませんがその年の青色申告特別控除や基礎控除などが活かせませんので、平均的に所得が発生した場合に比べて、納税額が増える事になります。

とは言え、所得の調整は困難で簡単な事ではありません、そこで事業所得や不動産所得等は月次決算で現状を確認して頂き、営業活動や売り上げ計画、経費の使い方を調整する事などに月次決算書をご活用して頂ければ幸いです。

Vision

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」
今月の開催日は4月13日(木)です
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者様	申込期限
4月13日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月7日(金)
5月11日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月8日(月)
6月8日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月2日(金)

4月のスケジュール

10	月	*3月分源泉所得税・住民税の納付期限
13	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
24	月	申告所得税及び復興特別所得税の振替納税日
27	木	消費税及び地方消費税の振替納税日
30	日	*2月決算法人の確定申告期限及び納付期限 *8月決算法人の中間申告期限及び納付期限 *消費税(4期)の納付期限 (消費税の年税額400万円超の5・11月決算法人) *消費税(毎月納付2月分)の納付期限

安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。

30日(日)が休日の為、申告・納付期限は令和5年5月1日(月)となります
当社は赤い羽根共同募金寄附付き
地域支援プロジェクトに賛同しています。